

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 18 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530007

研究課題名(和文) 中世ドイツにおける城主支配領域から領国の地方行政組織への発展の研究

研究課題名(英文) Research on the Development from the Castle Lordship to the Local Administrative Organisation of Territory in the German Middle Ages

研究代表者

櫻井 利夫 (Sakurai, Toshio)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：80170645

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：第一に、中世ドイツの南東部地域、オーバーバイエルンの貴族ファルケンシュタイン伯の城塞支配権に関する研究からは、領主館を中心とするグルントヘルシャフトから、城塞を中心とするシャテルニー制(城塞区制)への発展が、第二に、北ドイツの貴族、ヴェルフェン家の領国における城塞支配権とアムト制の研究からは、シャテルニー制から領国の地方行政組織アムトへの発展が明らかとなった。またしたがって、グルントヘルシャフトからシャテルニー制へ、さらにシャテルニー制から領国の地方行政組織アムト制へという発展線を想定することが可能であることが解明された。

研究成果の概要(英文)：First, according to the study of castle lordship of Count Falkenstein who ruled in South Bavaria, it has been proved that the manorial system centering on manor house developed into castle lordship centering on castle. Second, according to the study of castle lordship (chatellenie) and office-system in the territory of the Northgermen Noble, the Welfs, it has been proved that castle lordship grew into the local governmental organisation (office-system). Therefore, as a conclusion, it becomes possible that we assume the line of development from the manorial system to the castle lordship (chatellenie) and the line of development from the castle lordship (chatellenie) to office-system in the territory.

研究分野：西洋法制史

キーワード：中世ドイツ ファルケンシュタイン伯 城塞支配権 グルントヘルシャフト シャテルニー 領国の地方行政組織アムト

## 1. 研究開始当初の背景

従来日本の歴史学・法制史学において、中世ドイツの城塞と城主支配領域（フランス史の所謂シャテルニー制 châtellenie）が歴史の中で果たした役割と意義に関する研究は、申請者自身の著書・論稿を除いて、本格的に行われることは殆どなかったといえる。他方で、ドイツの歴史学界では従来諸学者により、領域国家で 14 世紀以降本格的に登場してくる地方行政組織（アムト Amt）との関連で、城塞に常駐する地方行政役人アムトマンがこの支配区（アムト）を管理したことが指摘されてきた（\*1）。このように、ドイツでは城主支配領域は領国の地方行政組織との関連において初めて問題として取り上げられてきた。しかし、私はそれ以前 1300 年までのレーエン制国家段階においてすでに、ドイツに城主支配領域が広範に存在したことをすでに究明したことから（\*2）、領国のアムト組織はこの城主支配領域から発展したと想定することが可能である。つまり、日本とドイツ両国の法制史・歴史学会でこの発展過程を究明することが研究上の空隙として残されてきたという状況が背景にある。

（\*1）例えば、H・ミッタイス著、世良晃志郎訳

『ドイツ法制史概説』、改訂版、379 頁以下。

（\*2）拙著『ドイツ封建社会の構造』、2008 年。

## 2. 研究の目的

本研究は、中世ドイツにおけるレーエン制国家から領域国家への発展を解明するという全体構想の中で、レーエン制国家段階の城主支配領域から領域国家段階の領国の地方行政組織（アムト）への発展とその過程を研究することを目的とする。この研究目的の具体的背景について、以下に記すことにしたい。

ドイツで、11 世紀中葉から 13 世紀が中世城塞の最盛期であり、特に 12 世紀と 13 世紀が中世の城塞建設の「古典期」と呼ばれている。それ故にこの三世紀間に、貴族の城塞を

中核とする城主支配領域もまた形成された。しかし、古来 11 世紀まで領主直営地を具えた荘園制、所謂ヴィリカツィオン制 Villikationsverfassung が貴族権力の基礎をなすと同時に、荘園の領主館が貴族支配権の中心を構成していた。領主貴族が平地に位置する従来の領主館を去り、山や丘陵の上の防備堅固な城塞へ住居を移したのは、ようやく 11 世紀以後のことであった（\*3）。この過程は同時にヴィリカツィオン制の解体が始まり、農民による現物貢租と貨幣地代の給付を主な義務とする純粹荘園制（地代荘園制）に移行し始める重要な現象とも密接に関連する。貴族は極めてしばしばこの丘陵城塞を根拠地として、成立途上の純粹荘園を城塞の周囲に集めつつ再編制し、また裁判権・租税（ベーデ Bede）徴収権・狩猟権・漁業権等の罰令権力、つまり荘園の従属農民以外の者に対しても行使される支配権的権利を集積していった。したがって、以下の 2 点が研究目的となる。（1）貴族が 11 世紀以降いかにして平地の領主館を去り、丘陵城塞の周囲に新たな純粹荘園とその他の罰令権（支配権的権利）を集積したのか、その過程を明らかにすることである。この研究課題は、換言すれば、領主館を支配の中心とする荘園制から、城塞を支配の中心とするシャテルニー制（城塞区制）への移行過程を明らかにする課題なのである。

（2）さらに上記のように、14 世紀以降高級貴族が発展させた領国の地方行政組織アムトは、シャテルニー制（城塞区制）の発展の延長線上にあることが大きな蓋然性をもって想定されるので、このシャテルニー制からアムト制への移行はいかにして行われたのかを、具体的な事例に即して究明することが、第 2 の研究目的となる。

したがって明確化のために繰り返すならば、次の 2 点が研究目的となる。（1）11-13 世紀について、荘園制からシャテルニー制（城

塞区制)への移行の具体的な過程を究明すること。(2)13・14世紀以降について、シャテルニー制からアムト制への移行の具体的な過程を究明すること。

(\*3) H. W. Böhme, Der hochmittelalterliche Burgenbau. Burgen vom 10. bis Mitte des 12. Jahrhunderts, in: Burgen in Mitteleuropa, Band ,1999, S.57, 61f.

### 3. 研究の方法

(1)11-13世紀の時期のドイツ王国について、荘園制からシャテルニー制(城塞区制)への移行の具体的な過程を研究する目的を達成するために、ドイツの南東部地域、オーバーバイエルンの貴族ファルケンシュタイン伯の城塞とその支配領域を具体的な検討対象として選び、そのシャテルニー(城塞支配権)の成立の仕方と特質を、主に荘園支配権、裁判権を始めとする罰令権力の観点から、史料と文献に基づいて考察する。ファルケンシュタイン伯の城塞支配権を検討対象とする理由は、教会領に関する史料は豊富に残されてきたのに対して、12世紀以前の俗人貴族の支配権に関する史料として伝承されてきた史料は、12世紀後半期以降に作成された『ファルケンシュタイン証書集 Codex Falkensteinensis』しか存在しないという事情にある。

(2)13・14世紀以降の時期のドイツ王国について、シャテルニー制からアムト制への移行の具体的な過程を研究する計画を達成するために、ドイツのいずれかの地域の領国を取り上げ、城塞が領国の地方行政組織たるアムトの中心をなしているかどうか、あるいは城塞支配権(シャテルニー)がアムトへと拡大しつつ発展的したものであるかどうかを史料と文献に即して研究する。具体的な研究対象として、ドイツ北部の比較的纏まりをもったヴェルフェン Welfen 家の領国を取り上げた。

ヴェルフェン家を考察の対象としたのには、主に二つの理由がある。

ヴェルフェン家は1200年にも及ぶ伝統をもつドイツで最古の貴族家門の一つであると同時に、ヨーロッパのいかなる貴族家系もこれを凌ぐものはないにもかかわらず(\*4)、日本では、ブランデンブルク辺境領 Markgrafschaft Brandenburg、ヴィッテルスバッハ Wittelsbach 家のバイエルンやハーブスブルク Habsburg 家のオーストリアに比べ考察対象とされることが少ないという事情による。

もう一つの理由は、ヴェルフェン家の支配領域における城塞支配権に関する研究は見当たらず、研究上の空隙として残されているという事情である。

H・パツェ Patze が1976年に、ヴェルフェン家の支配領域における城塞の法制史的及び国制史的意義に関する比較的大きな研究を行ったが、防備建造物たる城塞から直接に及ぼされた法的諸作用を叙述することに課題を限定し、具体的にはランダスヘルの築城権、城塞守備封臣法、城塞建設契約、質入に関する法、開城権、勤務契約、城塞・アムトの授封、ブルクフリーデ(城塞平和)、教会法における城塞の地位を考察し、正に城塞支配権そのものには関心を向けてはいない(\*5)。同時に、パツェは城塞と地方行政組織の関連について、城塞がヴェルフェン家の支配領域においてアムトとフォークタイとの結晶点となり、またこれは国制史的な問題であることを指摘するが、しかし大きな紙幅を必要とするという理由により、考察の対象としないでおかざるをえないと述べ(\*6)、この問題の考察を回避してしまっている。他方でパツェは、この問題については「個別的な、必ずしも十分に満足が行くとは限らない予備的研究しか存在しない」と述べ、従来の研究の不備ないし空隙に言及している(\*7)。

(\*4) B. Schneidmüller, Die Welfen. Herrschaft und Erinnerung (819-1252), 2000, (Urban-Taschenbücher, Bd. 465), Vorwort, S. 7 ; カール・ヨルダン著、瀬原義生訳『ザクセン大公ハインリッヒ獅子公』、2004年、1頁。

(\*5) H. Patze, Rechts- und verfassungsgeschichtliche Bedeutung der Burgen in Niedersachsen, in : Die Burgen im deutschen Sprachraum. Ihre rechts- und verfassungsgeschichtliche Bedeutung (Vorträge und Forschungen, hrsg. vom Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte, Bd. 19 Teil ), hrsg. von H. Patze, 1976, S. 515 f.

(\*6) H. Patze, a. a. O., S. 516.

(\*7) Ebenda.

#### 4. 研究成果

(1) ファルケンシュタイン伯の城塞支配権に関する研究から得られた研究成果。

ファルケンシュタイン伯はノイブルク Neuburg、ファルケンシュタイン Falkenstein、ハルトマンズベルク Hartmannsberg、ヘルンシュタイン Hernstein の4つの城塞を保持したが、差当りその一つノイブルク城塞を検討対象とし、この城塞の周囲で集積された支配権的権利(荘園支配権=グルントヘルシャフト Grundherrschaft、裁判権、フォークタイ Vogtei = 教会守護職(教会の代理人)として保持する職権、封臣権、封主権、十分の一税徴収権等)の視点からこの伯の城塞支配権の内容ないし内部構造を研究した結果、以下のような研究成果が得られた。

城塞の周囲の領域は伯の城主支配権が行使されるシャテルニーであったこと。

このシャテルニーはグルントヘルシャフトから発展し生成したものとして把握されること。

このシャテルニーを構成する支配権的権利は、グルントヘルシャフトのほかにフォー

クタイ権力(アイブリング Aibling のフォークタイ、ヴァイアルン Weyarn 修道院に対するフォークタイ、ノイブルク城塞の権力下に置かれた「慈悲深いフォークタイ」、パイセンベルク Peißenberg の聖堂区教会に対するフォークタイ、キルヒドルフ Kirchdorf のフォークタイ)、フォークタイ所領に対する裁判権=フォークタイ裁判権(流血裁判権と贖罪裁判権の二元主義的性格をもつ)、ファルケンシュタイン伯の支配領域(史料上「ラント裁判区 generale concilium」、「ラント provincia」、「グラーフシャフト cometia」等と呼ばれる)で行使されるラント裁判権(これもまた流血裁判権と贖罪裁判権の二元主義的性格をもつ)、十分の一税徴収権である。グルントヘルシャフト自体がそれ自身の支配領域を超えて行使される罰令権的な性格を含むが、しかし特にフォークタイ権力、ラント裁判権はファルケンシュタイン伯のグルントヘルシャフトに服する村落を超えて押し及ぼされる権力、つまり優れて罰令権的な性格をもつ。したがって、伯がノイブルク城塞の周囲で行使した支配権はフランスの城主支配権と同質的なバン領主権、つまりシャテルニー権力であったと結論される。

上記で述べた権利のほかに、ファルケンシュタイン伯は合計20名の封建主君から、面積が判明するものに限っても合計2,600マンススという膨大なレーエン財産を保有し、これが伯の支配権の経済的基礎を構成した。また伯は少なくとも27名という多数の封建家臣、城塞守備を主な勤務義務とする城臣(ないし家人=ミニステリアーレン Ministerialen)15名を従えており、この家臣団が伯の支配権と政治的権勢を支える軍事力を構成したことも明らかとなった。

グルントヘルシャフトに関して。グラーフシャフト=アムトの機構について、最高の行政官吏は procurator = アムトマンであり、倉庫役人と 荘司がこれに従属する官吏である。procurator の任務は、荘司の監督、収入の勘

定書への記入、荘司から引渡された現物貢租を貯蔵庫に納めること、経営の余剰をグルントヘルたる伯の宮廷に納めることである。倉庫役人の任務は、史料から必ずしも明確にならないが、しかし声望ある重みのある存在であった。かつて荘司が果たしていた任務は、今や procurator に吸収継承され、荘司の任務は現物貢租の徴収と procurator への引渡し等へと大幅に縮小された。こうして、新たな類型の procurator = アムトマンがグルントヘルシャフトの経営の面で大きな意義を獲得し、他方で荘司の意義は大幅に後退した。ファルケンシュタイン伯のすべてのグルントヘルシャフトにおいて、領主直営地はほとんど解体すると同時に領主の自家経営もはや小規模なものとなり、従属農民の賦役は現物や貨幣による地代の支払いに転換し、かくしてグルントヘルシャフトはヴィリカツィオン制から地代グルントヘルシャフトへと転換した。この転換過程の中で、荘司はかつて果たしていた機能を喪失し、その比重が後退するとともに、これに代わり procurator がファルケンシュタイン伯のグラフシャフト = アムトの最高官吏として登場した。このグルントヘルシャフトの管理者の転換と同時に、管轄区が荘司のヴィリカツィオンから procurator = アムトマンのアムト(officium)に再編成されるという転換は、ヴィリカツィオン制から地代グルントヘルシャフトへの移行というグルントヘルシャフトの組織形式の重大な転換に対処するために伯が実行した措置なのであった。

以上の研究結果に基づいて、シャテルニー制とは、領主館を支配の中心とする荘園制から発展生成したものであるという結論が得られ、かくして研究目的は達成されたといえる。

## (2) ヴェルフェン家の領国について

先ず、ヴェルフェン家が 13 世紀に自身の領国で保持した 34 の城塞について、その周

囲に城塞支配権(城塞支配領域)が付属したシャテルニーとして把握できることが解明された。

上記の 34 の城塞のうち、半数の 17 の城塞が、ランデスヘルたるヴェルフェン家の領国の地方行政組織アムト(フォークタイ)の中心を構成したことが確認される。

この 17 のうち 14 の城塞については、1200 頃までに建設されると同時に、あるいは建設後、城塞の周囲に城塞支配権(シャテルニー)が形成され、13 世紀後半期以後この城塞を中核とする城塞支配権(シャテルニー)が基礎となって、地方行政組織アムト(フォークタイ)が発展していったと結論される。

(3) 結論として、ドイツ南東部地域、オーバーバイエルンの貴族ファルケンシュタイン伯の城塞支配権に関する研究からは、領主館を中心とするグルントヘルシャフトから、城塞を中心とするシャテルニー制(城塞区制)への発展が、ドイツ北部の貴族、ヴェルフェン家の領国における城塞支配権とアムト制の研究からは、シャテルニー制から領国の地方行政組織アムトへの発展が明らかとなった。またしたがって、グルントヘルシャフトからシャテルニー制へ、さらにシャテルニー制から領国の地方行政区アムト制へという発展線を描き出すことが可能となる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

- 櫻井 利夫「中世盛期バイエルンの貴族ファルケンシュタイン伯の城塞支配権序説」、金沢法学、査読無、56巻2号、2014、29-69
- 櫻井 利夫「一三世紀ヴェルフェン家の城塞支配権とアムト制」、査読無、金沢法学、55巻2号、2013、65-119

〔学会発表〕(計 1 件)

- 櫻井 利夫 招待講演：論題「中世盛期バ

イエルの貴族ファルケンシュタイン伯  
の城塞支配権 ノイブルク城塞を例として 』  
法制史学会近畿部会第 436 回例会、2015  
年 1 月 24 日、京都大学（京都府京都市）

6 . 研究組織

(1)研究代表者

櫻井 利夫 (SAKURAI,Toshio)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：80170645